

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例に
規定する「市長が認める方法」について

令和2年4月1日

秋田市建築指導課

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例（平成25年秋田市条例第25号。以下「条例」という。）第5条および第7条に規定する「市長が認める方法」は次のとおりとする。

- 1 条例第5条第1項第2号および第5号に規定する市長が定める方法は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第1項第2号イ(1)およびロ(1)に示す基準（省令第5条第3項第2号の適用があるものに限る。）ならびに省令第10条第2号ロに示す基準（省令第12条第2項第2号の適用があるものに限る。）による場合とする。
- 2 条例第7条第2号に規定する市長が定める方法は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)およびロ(1)に示す基準（省令第5条第3項第2号の適用があるものに限る。）による場合とする。
- 3 条例第7条第4号および第7号に規定する市長が定める方法は、省令第1条第1項第2号イ(2)およびロ(2)ならびにイ(3)およびロ(3)に示す基準（省令第5条第3項第2号の適用があるものに限る。）による場合とする。